

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです。

平成30年度介護支援専門員更新研修【実務未経験者】兼再研修 開催要項

1 目的

本研修会は、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的として開催します。

また、介護支援専門員として実務についていない方、または実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的として開催します。

2 実施主体 島根県

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4 受講対象

〔両研修共通〕 島根県で介護支援専門員の登録を行っている方。

〔更新研修(実務未経験者)〕

介護支援専門員証の有効期間が平成31年4月から平成33年3月までに満了する方で、登録後、介護支援専門員として実務に従事した経験のない方

※（参考）この研修は介護支援専門員証の交付後又は前回更新後に実務に従事した経験のない方が、介護支援専門員証を更新するために受講する研修です。当該研修を受講されない場合には介護支援専門員証の有効期間満了後に、介護支援専門員実務に従事することができなくなりますが、介護支援専門員の登録は削除されません。

※申込者が多い場合は、有効期間満了日が近い方を優先させていただく場合がありますので予めご了承ください。

※修了証明書の即日発行はできませんので、有効期間満了日がH31.4月初旬の方は修了証明書発行から短期間での更新手続きとなりますのでご注意ください。

〔再研修〕

- ① 介護支援専門員として都道府県の登録を受けた方であり、登録後5年以上実務に従事したことがない方または実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない方で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方。（平成31年3月中に有効期限満了を迎える方を含む）
- ② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった方等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする方。

5 会場・定員

会場		定員
松江	島根県合同庁舎 2階 講堂（松江市東津田町1741-1）	150名
浜田	いわみーる 4階 401研修室（浜田市野原町1826-1）	110名

6 研修日時・内容 別紙日程表のとおり

7 申込方法

申込期間：平成30年11月1日（木）～30日（金）

申込方法：別紙「受講申込書」により島根県福祉人材センターへ申し込んでください。（FAX可）

※添付書類：介護支援専門員証または介護支援専門員登録年月日を確認できる書類

（受講申込書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（写）を必ず添付してください。）

※申込者数が定員を超過した場合は、申込受付を締切日前に終了させていただく場合があります。

8 受講決定・受講料等

- (1) 受講決定した場合、受講申込者の現住所宛に「受講決定通知書」を送付します。(平成30年12月初旬頃発送予定)
- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください(振込手数料はご負担ください)。また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。
受講料：8,000円 テキスト代：8,640円 ※テキストは研修初日にお渡しします
〔使用テキスト〕『七訂 介護支援専門員実務研修テキスト』(一般社団法人長寿社会開発センター)
- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。(テキスト代は返金できません。また、返金にかかる振込手数料は申込者負担となります)

9 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には、本会会長名の「修了証明書」を交付するとともに、研修修了者に関する必要事項を島根県知事に報告します。
- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、代替受講を認めることがあります。(証明書等の提出が必要です)
- (3) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証明書の即日発行はできません。ただし、修了日は研修終了日となります。
- (4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

10 その他

- (1) 本研修会は平成30年度介護支援専門員実務研修と一部同一科目の為、合同で開催されます。
- (2) 昼食は500円(税込)で斡旋します。研修当日の開始前に業者が弁当券を販売します。
- (3) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (4) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (5) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (6) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (7) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (8) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

11 問い合わせ等

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 施設グループ TEL 0852-22-5928

《研修の申込み・日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(福祉人材センター) 担当：加納・加藤

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。